

匠瑛市ふるさと納税（ふるさと寄附金）記念品出品事業者募集要項

ふるさと納税寄附者に贈呈する記念品を充実させ、ふるさと納税の推進を図るため、記念品を提供する記念品出品事業者（以下「出品事業者」という。）を募集する。

記念品は、国が定める地場産品基準に沿った匠瑛市の特産品等で、匠瑛市の魅力を発信できるものとし、出品事業者から提案のあったものの中から決定することとする。記念品の贈呈により特産品等を市外に対して宣伝でき、販路拡大の機会となるほか本市のPRをすることが可能となる。

1 出品事業者の要件

次に掲げる要件に全て適合すること。

- ①原則、匠瑛市内に事業所がある法人、団体又は個人事業者であること（ただし、市長が特に認める場合を除く）。
- ②市区町村税等の滞納がないこと。
- ③代表者等が匠瑛市暴力団排除条例（平成24年匠瑛市条例第1号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。
- ④個人情報取り扱いを厳重に行えること。

※上記の要件に全て適合しても、市が出品事業者として適当でないと認めた場合は、参加することができない。

2 募集する記念品

(1) 要件

国が定める地場産品基準に沿った匠瑛市の魅力を発信できる特産品やサービス等で、次に掲げる要件に全て適合すること。

- ①法令に違反していないこと。
- ②匠瑛市内で栽培、製造、加工、販売等が行われているもの、又はサービスを提供できるものであること。
- ③原則、市からの依頼後、速やかに発送を行うことができるものであること。
- ④飲食物の場合は、寄附者に到着後、原則1週間程度の消費期限等が保証されていること。
- ⑤品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、数

量限定、期間限定で供給可能なものは取扱いを可とする。

(2) 価格等

記念品の価格は、原則、1,000円以上30,000円以内で、500円単位で設定する。

「記念品の価格」には、「商品代」「消費税及び地方消費税」「梱包料」が含まれる。なお、配送料（市とふるさと納税業務委託契約を締結した一括代行業者（以下、「委託業者」という。）が指定する配送業者以外を利用した場合は、出品事業者が一時立替払いをする。）は別途、市で実費負担する。

国が定める「寄附金の適正な募集の実施に係る基準」及び、当該記念品の調達に要する経費を考慮の上、記念品が寄附額の3割以内となるよう市が寄附額を決定する。

3 出品事業者のメリット

(1) ふるさと納税専用ホームページに記念品の画像、商品名、企業名等が掲載される。また、出品事業者にホームページがある場合、希望により掲載欄にリンクを貼ることができる。

(2) 市が作成するふるさと納税パンフレット、ポスター等に商品及び企業名を掲載する。

(3) 記念品発送時に自社商品等パンフレットを同封することで、自社商品の販売促進、PRが可能である。

4 出品事業者の役割

(1) 記念品の発送業務

- ① 記念品の準備
- ② 発注書受領・確認
- ③ 梱包、出荷送り状の作成
- ④ 運送会社を集荷依頼
- ⑤ 出荷送り状のコピーの送付

(2) 記念品代金の清算業務

- ① 記念品代金支払通知書の受領・確認
- ② 記念品代金の受領（月末締め翌月 26 日支払）

(3) 配送料の清算業務

※委託業者が指定する配送業者以外を利用した場合、配送料を一時立替払いし、下記業務を行う。

- ① 委託業者への配送料の請求
- ② 配送料の受領（月末締め翌月 26 日支払）

※委託業者が取り扱わない配送料が発生した場合は、市長に実費の請求をすることができる。

5 申込方法

「匝瑳市ふるさと納税（ふるさと寄附金）記念品 出品応募用紙（様式 1）」に次に掲げる必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

- ① 出品事業者の業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
- ② 記念品の写真又は画像データ
- ③ 記念品のパンフレット等（任意）
- ④ 市区町村税等の納税証明書等（申込者の住所が市外の場合）
- ⑤ 誓約書（様式 2）

6 出品事業者等の選考方法

市が申込内容や企業活動等を総合的に判断し、出品事業者及び記念品を決定し、可否を通知する。

7 個人情報の保護

出品事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、匝瑳市個人情報保護条例（平成 18 年匝瑳市条例第 11 号）及び関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は、記念品の送付以外の目的に使用することができない。ただし、記念品へのパンフレット同封により、改めて、寄附者から出品事業者への商品申込み等で入手された個人情報は、対象外である。

8 その他留意事項

- (1) 出品事業者は、あらかじめ申込みした記念品を変更・辞退する場合は、速やかに市へ届出し、承認を受けるものとする。
- (2) 出品事業者は、記念品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとする。
また、品質等による補償やクレームの対応について、市は一切責任を負わない。
- (3) 市は、登録された出品事業者が本要項 1 及び 2 に定める要件に適合しなくなつたと認める場合、その登録を中止することがある。

9 申込み・問い合わせ先

匝瑳市企画課 企画調整班

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2

TEL : 0479-73-0081 FAX : 0479-72-1114

E-mail : k-kikaku@city.sosa.lg.jp